

大分県臨床調査個人票等電子化推進事業実施要領

1 目的

この事業は、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号。以下「難病法」という。）第 6 条第 1 項に規定する指定医（以下、「難病指定医」という。）及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「児童福祉法」という。）第 19 条の 3 第 1 項に規定する指定医（以下、「小慢指定医」という。）が勤務する医療機関に対し、特定医療費支給認定事務及び小児慢性特定疾病医療費支給認定事務（以下、「特定医療費等支給認定事務」という。）における臨床調査個人票又は医療意見書（以下、「臨床調査個人票等」という。）のオンライン登録に必要な業務システムの改修等に必要な経費を補助することにより、データ登録のオンライン化を推進し、指定医及び県の業務負担の軽減を図ることを目的とする。

2 事業実施主体

難病指定医が勤務する医療機関

小慢指定医が勤務する医療機関

3 事業の内容

事業実施主体である医療機関が、臨床調査個人票等のオンライン化に対応するために必要な業務システムの改修及び必要な機器の導入等の環境整備を実施する。

4 助成措置

知事は、認定された事業について、予算の範囲内で、別に定める大分県臨床調査個人票等電子化推進事業補助金交付要綱により補助するものとする。

附則

この要領は、令和 8 年度の予算に係る大分県臨床調査個人票電子化推進事業補助金から適用する。